

訪問リハビリテーション幸陽荘 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人誠風会（以下「事業者」という。）が開設する訪問リハビリテーション幸陽荘（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）においては、要介護状態（指定介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業所は、常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対して適切なサービスを提供する。また、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

3 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

5 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に当たっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

6 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

7 前6項のほか、「青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1人（兼務）
- (2) 理学療法士、作業療法士等 1人以上（兼務）

2 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、理学療法士、作業療法士等が利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安及び時期等を記載した訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- (2) 理学療法士又は作業療法士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問リハビリテーション 幸陽荘
- (2) 所在地 青森県弘前市大字清野袋字岡部433番地1
- (3) 電話番号 0172-37-8311 FAX番号 0172-37-8313
- (4) 管理者 岩渕 知
- (5) 介護保険指定番号 0270204308

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

（利用料その他の費用の額）

第6条 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号、及び平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、弘前市及びその周辺市町村とする。

（虐待防止に関する事項）

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げ

る措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（衛生管理）

第9条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備、備品等の衛生的な管理に努める。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 職員は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っている際に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- (1) 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 事業者は、前号の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をする。

（苦情処理）

第11条 事業者は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

- (1) 事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- (2) 事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- (1) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体の拘束等)

第14条 事業者は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業者は、適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

4 事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人誠風会が定める。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年12月1日から施行する。